

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第182号

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則

(公示の方法)

第1条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「条例」という。）

第10条第2項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

(身分証明書)

第2条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式とする。


(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

身 分 証 明 書		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
		年 月 日生
上記の者は、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例第12条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。		
年 月 日		京都市長 

(都市計画局建築指導部建築指導課)